平成２２年（フ）第５２号
三重県尾鷲市早田町12番地
債務者　岩本　陽充
1　決定年月日時　平成22年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北薗　　太
4　破産債権の届出期間　平成22年11月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月15日午前11時20分
6　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２２年（フ）第２７号
熊本県阿蘇郡高森町草部221番地１
債務者　二子石賢勝
1　決定年月日時　平成22年10月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　誠
4　破産債権の届出期間　平成22年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月11日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
熊本地方裁判所阿蘇支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第４７号
岩手県釜石市鵜住居町第13地割６番地２、住民票上の住所岩手県釜石市源太沢町１丁目２番９号　コーポささいち１号
債務者　濱川由貴子
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
盛岡地方裁判所遠野支部

平成２２年（フ）第４９号
岩手県釜石市天神町７番３号　新沼栄三郎方
債務者　戸村　和子
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
盛岡地方裁判所遠野支部

平成２２年（フ）第４４６号
函館市鶴野町１番地
債務者　對馬　豊彦
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第４５９号
函館市東山２丁目67番６号
債務者　高橋　将喜
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第４８７号
北海道亀田郡七飯町本町２丁目30番９号　ブルハウスⅡ５号室
債務者　斉藤　　香
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第４９１号
函館市富岡町１丁目18番７号
債務者　山田　　瑞（旧姓中野）
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第４９４号
北海道亀田郡七飯町本町４丁目21番10号
債務者　下田　信一
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第４９７号
函館市美原４丁目28番11号
債務者　阿部　紀之
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第４９８号
函館市美原４丁目28番11号
債務者　阿部　菜穂
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第４９９号
北海道茅部郡森町字砂原２丁目188番地の５
債務者　伊藤　信幸
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第５００号
北海道二海郡八雲町野田生23番地１
債務者　東　　智美
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１２５号
岩手県大船渡市末崎町字中森１番地２
債務者　村上　　優
1　決定年月日時　平成22年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第１６７号
岐阜県大垣市中野町４丁目94番地１　中野アーバンライフ１－Ｃ
債務者　森山亜矢子
1　決定年月日時　平成22年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第１７６号
岐阜県安八郡神戸町大字横井535番地の14
債務者　菊地　　恵
1　決定年月日時　平成22年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第１８１号
栃木県足利市八椚町462番地２　毛野エレメンタルハイツ106
債務者　岡林弥生こと　オノデラ　アリセ　オカバヤシ
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月12日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部